

事 務 連 絡 令和5年9月29日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和5年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとう ございます。

令和5年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において 改定公示が行われ、令和5年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するなどの拡充を図り、同年8月31日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、改定された最低賃金額(以下「改定額」という。)の履行確保及び業務改善助成金の活用促進に向けて、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴会におかれましても、傘下会員の皆様等に対して改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

(参考)

- · 都道府県労働局雇用環境·均等部(室)所在地一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
- ・最低賃金特設サイト

https://pc.saiteichingin.info/

令和5年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円 ※括弧内の数字は改定前の地	】 域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	960	(920)	40	2023年10月1日
青森	898	(853)	45	2023年10月7日
岩 手	893	(854)	39	2023年10月4日
宮 城	923	(883)	40	2023年10月1日
秋田	897	(853)	44	2023年10月1日
山形	900	(854)	46	2023年10月14日
福島	900	(858)	42	2023年10月1日
茨 城	953	(911)	42	2023年10月1日
栃木	954	(913)	41	2023年10月1日
群馬	935	(895)	40	2023年10月5日
埼 玉	1028	(987)	41	2023年10月1日
千 葉	1026	(984)	42	2023年10月1日
東京	1, 113	(1072)	41	2023年10月1日
神奈川	1, 112	(1071)	41	2023年10月1日
新潟	931	(890)	41	2023年10月1日
富山	948	(908)	40	2023年10月1日
石 川	933	(891)	42	2023年10月8日
福 井	931	(888)	43	2023年10月1日
山梨	938	(898)	40	2023年10月1日
長 野	948	(908)	40	2023年10月1日
岐 阜	950	(910)	40	2023年10月1日
静岡	984	(944)	40	2023年10月1日
愛知	1027	(986)	41	2023年10月1日
三 重	973	(933)	40	2023年10月1日
滋賀	967	(927)	40	2023年10月1日
京都	1008	(968)	40	2023年10月6日
大 阪	1064	(1023)	41	2023年10月1日
兵 庫	1001	(960)	41	2023年10月1日
奈 良	936	(896)	40	2023年10月1日
和歌山	929	(889)	40	2023年10月1日
鳥 取	900	(854)	46	2023年10月5日
島 根	904	(857)	47	2023年10月6日
岡山	932	(892)	40	2023年10月1日
広島	970	(930)	40	2023年10月1日
山口	928	(888)	40	2023年10月1日
徳島	896	(855)	41	2023年10月1日
香川	918	(878)	40	2023年10月1日
愛媛	897	(853)	44	2023年10月6日
高 知	897	(853)	44	2023年10月8日
福岡	941	(900)	41	2023年10月6日
佐賀	900	(853)	47	2023年10月14日
長崎	898	(853)	45	2023年10月13日
熊本	898	(853)	45	2023年10月8日
大 分	899	(854)	45	2023年10月6日
宮崎	897	(853)	44	2023年10月6日
鹿児島	897	(853)	44	2023年10月6日
沖縄	896	(853)	43	2023年10月8日

※申請期限:2024(令和6)年1月31日

(事業完了期限:2024(令和6)年2月28日)

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金の制度が拡充されます

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行っ た中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金 引き上げの計画



設備投資等の計画

機械設備、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など

計画の承認 と実施

設備投資等の費用 の一部を助成

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

対象事業場:

事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が

30円以内の事業場

例:地域別最低賃金が920円の 地域において

事業場内最低賃金が 955円 (差額35円) の工場



②賃金引き上げ後の申請

必要な手続き:

事前に以下2つの計画を提出

- 賃金引き上げ計画
- 事業実施計画(設備投資 等の計画)

事業実 施計画 賃上げ 計画

を提出し、計画の 審査を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

③助成率区分の見直し

事 業 場 内 最 低 賃 金 額	助 成 率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3 / 4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業 場の場合

拡充後

拡

充

今

恚

で

対象事業場:

事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が

拡充後

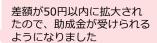
50円以内の事業場

(先ほどの例) 事業場内最低賃金が

955円の丁場



卷



M

<対象> 事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日

までに賃金引き上げを実施して いれば、賃金引き上げ計画の提 出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- 賃金引き上げ結果
- 事業実施計画(設備投資等の 計画)

事業実 施計画

賃上げ 結果

900円未満 9/10 900円以上 4/5 950円未満 (9/10)3/4 950円以上 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業 場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画 などを事業場所在地を管轄 する都道府県労働局に提出

審査・ 交付決定 交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



労働局に事業実施 結果を報告



支 給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部



			助成上限額	
コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
		1人	30万円	60万円
20Ш		2~3人	50万円	90万円
30円 コース	30円以上	4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
	45円以上	1人	45万円	80万円
45円 コース		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
	60円以上	1人	60万円	110万円
СОШ		2~3人	90万円	160万円
60円 コース		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
	90円以上	1人	90万円	170万円
00Ш		2~3人	150万円	240万円
90円 コース		4~6人	270万円	290万円
- ^		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の 賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。(なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。)

① 賃金 ① 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者
生産量 ② 要件	売上高や生産量などの事業活動を示す 指標の直近3か月間の月平均値が前年、 前々年または3年前の同じ月に比べて、 15%以上減少している事業者
物価 ③ 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金 (国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低 賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金 法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定 されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資

- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024(令和6)年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検 索



令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

※申請期限:令和6年1月31日 (事業完了期限:令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など (計画の承認と事業の実施後) 業務改善助成金を支給 (最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと





以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、

- ・賃金引上げ計画書
- ・事業実施計画書が必要です。



事業場規模 50人未満で あればこちら も適用 一定の期間*に事業 場内最低賃金を引き 上げていた場合は、 賃金引上げ計画は不 要です。(事業実施 計画は必要です。)



※令和5年4月1日~12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と 助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- ○事業場内最低賃金が863円
 - →助成率9/10
- ○8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)→助成ト限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円 (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの 詳細は中面をチェック!

助成上限額

		り 引き上ける 労働者数	助成上限額	
コース 区分	最低首条(1)		右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
		1人	30万円	60万円
20Ш		2~3人	50万円	90万円
30円 コース	30円以上	4~6人	70万円	100万円
1 ^		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
ООП	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
90円 コース		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例:事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

A: 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

980円 ■引上げ人数は 2名 とカウント
• •
950円
940H +30H +30H +30H
930円 最低賃金 🛕
920H
900円 事業場内最 低賃金

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者
② 生産量 要件	売上高や生産量などの事業活動を示す 指標の直近3か月間の月平均値が前年、 前々年または3年前の同じ月に比べて、 15%以上減少している事業者
物価 ③ 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。 (ただし、業務改善助成金では、雇入 れ後3か月を経過した労働者の事業場 内最低賃金を引き上げていただく必要 があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域 別最低賃金(国が例年10月頃に改定す る都道府県単位の最低賃金額)と同様、 最低賃金法第4条及び最低賃金法施行 規則第1条又は第2条の規定に基づい て算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用 環境・均等部室または賃金課室までお 尋ねください。

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上 に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコ ン等は新規導入に限ります)。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」**も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般 事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	0	0	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、	×	0	
生産性向上に資する設備投資等に 「関連する経費」※	×	0	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、 汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に 配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



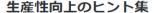
<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。



業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の た事例を集めた冊子を作成しております。 業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ



pr 生産性向上のヒ ント集(令和5年 3月作成) [PDF 形式:5,196KB]



<u>作成)[PDF形式:</u>

形式:5,196KB] 312KB] [7.0MB] [5.1MB] ②





配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

生産性向上のヒント集

検索



助金品本病院協会 医療行政情報 Dinking Admininfo/

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

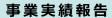
交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出

交付決定

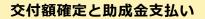
交付申請書等を 審査の上、通知

事業の実施

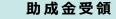
申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)



労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



ここで助成金が 振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索

賃金引き上げに当たっての注意点

地域別最低賃金の発効に対応して 事業場内最低賃金を引き上げる場 合、**発効日の前日まで**に引き上げ ていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円) が発効される場合

発効日の前日(9月30日)まで に事業場内最低賃金の引き上げ (905円→950円)を完了



発効日の当日(10月1日)に 事業場内最低賃金の引き上げ (905円→950円) を実施



参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。

業務改善助成金



最低賃金特設サイト



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

